



鳥取県公報

令和3年12月17日（金）
号外第110号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 人委規則 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（15）（給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月17日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		(特別休暇) 第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(4の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日(当該通院等に体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものが含まれる場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略		略	

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2		(特別休暇) 第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2	

項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。		項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。	
略		略	
(4の2) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日(当該通院等に体外受精その他の人事委員会が定める不妊治療に係るものが含まれる場合にあっては、10日)を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	(4の2) 職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において6日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
略		略	

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。